

答 申 第 3 9 号
平成18年 2 月28日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第 1 項の規定による諮問について（答申）

平成16年 6 月30日付け青公委第53号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

鱒ヶ沢警察署の平成13年度及び平成14年度の国費及び県費捜査費証拠書に係る不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

第 1 審査会の結論

審査請求の対象となった不開示決定処分に係る行政文書について、次に掲げる部分を
開示することが妥当である。

捜査費支出伺

「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、捜査費を交付する捜査
員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の所属

支払精算書

取扱者の官職・氏名、捜査員の所属及び「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿
登記」欄の印影

捜査費交付書兼支払精算書

「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、取扱者の官職・氏名及
び中間交付者の所属

支払伝票

捜査員の所属

立替払報告書

取扱者の官職・氏名、捜査員の所属及び「取扱者確認印」欄の印影

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成16年3月18日、青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）
に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」とい
う。）第5条の規定により、「2001年度及び2002年度に、鱒ヶ沢警察署が支出した捜査
費（国費・県費）の支出先・支出金額がわかるもの」について、行政文書開示請求（以
下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「鯨ヶ沢警察署の平成13年度及び平成14年度の国費及び県費捜査費証拠書（表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書を除く。）」（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、本件行政文書について、条例第7条第3号及び第5号に該当するとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年4月13日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成16年5月19日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

(1) 本件開示請求をした文書について、不開示理由としている中の「開示しない文書には、捜査費の個別の執行に関する情報が記載されて」いるということには争いはない。しかし、当該文書に記載されているすべての内容について、これを公にすることにより、「犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、警察の捜査を察知した事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るおそれがある」、「捜査協力者等が特定され、本人又は家族の生命身体に危害が加えられるおそれがある」と直ちに結論付けるには論拠が極めて薄いものと断ぜざるを得ない。

(2) 警察本部長は、本件行政文書を不開示とした理由について「実施機関が、本件行政

文書に記載されている情報が、条例第7条第3号（個人情報）又は第7条第5号（公共安全等情報）に規定する『犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある』に該当するとし、平成16年7月26日付け青公委第62号において最高裁判例等を引用しながら縷々その理由付けをしている。しかし、添付事実証明書1・2のとおり、北海道警察本部長は、北海道警察弟子屈署の捜査費、捜査報償費の領収書について、一部開示ではあるが107枚の領収書（事実証明書3としてその一部3枚を添付）について平成16年7月5日付けで開示しているという事実がある。

- (3) 新聞報道された、平成16年3月18日の青森県文教公安委員会で捜査費の運用実態についての質問に対する県警警務部長の答弁のように、「実名にすると協力者に危害が及ぶというやむを得ない時に、偽名を使った」のだとすれば、「協力者に危害が及ぶ」と想定されるのは通例ではなく、「偽名の領収書はごく一部」と述べたとされているように特殊な場合に限定されるものであるという理解が成立する。したがって、「協力者に危害が及ぶ」と想定されない場合が大半を占めるという逆の理解が容易に推認されるものである。
- (4) 一方、本件開示請求に該当するすべての文書に記載されている全内容が「犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、警察の捜査を察知した事件関係者が逃走や証拠隠滅を図る」おそれがあるものとは推認し得ない。換言すれば、本件行政文書が開示理由（条例第7条第5号）に該当するという事は、到底理解し得ないものである。
- (5) 条例第8条は、第1項のただし書で、「不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」としながらも、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」とし、第2項において、「開示請求に係る行政文書に前条第3号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」としている。このことから、すべてを開示しないという「不開示」決定は、違法と断ぜざるを得ない。
- (6) また、「青森県公安委員会・青森県警察における情報公開審査基準」においても、

「情報の公開は、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点から非常に重要である。加えて、警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が必要である。本審査基準は、これらの観点から（中略）積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。」と警察情報の公開についての基本的立場を明確にしている。今日、全国的に警察における一部不正経理が明らかとなり、前示のとおり青森県警察本部においても不正処理があったということが明らかとなっている状況の中では、条例の本旨に基づき警察本部自らが積極的に情報を公開し、県民の理解を得る努力を行うことこそが求められるものであり、「不開示」決定は、県警本部への不審を助長するものであり不当である。

(7) 本件開示請求は、「2001年度及び2002年度に、鱒ヶ沢警察署が支出した捜査費（国費・県費）の支出先・支出金額がわかるもの」として行っており、「開示請求に係る行政文書として特定した文書の名称」中「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」がどのような理由で除かれたのか不明であり、むしろそれらも含めて開示すべきである。

(8) わが国においては「法の下での平等」が保障されており、国民の知る権利が、対応する自治体並びに警察によっていたずらに制限されることがあってはならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

1 本件行政文書について

(1) 特定した行政文書の名称と特定理由

本件行政文書の特定については、審査請求人から「行政文書開示請求書」により、「2001年度及び2002年度に、鱒ヶ沢警察署が支出した捜査費（国費・県費）の支出先、支出金額がわかるもの」と請求されたため、本件行政文書として、捜査費関係の行政文書を編綴している簿冊である「捜査費証拠書」を特定した。

この「捜査費証拠書」は、

「表紙」

「捜査費総括表」

「捜査費支出伺」
「支払精算書」
「捜査費交付書兼支払精算書」
「支払伝票」
「領収書」
「立替払報告書」
「返納決議書及び受領書」（国費捜査費の3月分の末尾にのみ編綴）

を国費、県費別にそれぞれ、月ごとに編綴したものである。

さらに、審査請求人から「捜査費（国費・県費）の支出先、支出金額がわかるもの」と開示請求されていることから、「開示請求に係る行政文書として特定した文書の名称」中「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」については、請求内容に該当しない行政文書であると判断したものである。

(2) 本件行政文書に記録されている情報

本件行政文書は、捜査費の個別の執行の過程において作成又は取得されるものであり、これらの文書には、

捜査費の支払をした捜査員の所属、官職、氏名

捜査費の支払年月日

捜査費の支払の相手方及び支払金額

捜査費の支払事由（捜査対象事件名、捜査目的、捜査活動場所等）

等の捜査費の個別の執行に関する情報（以下「個別執行情報」という。）が記録されている。

2 捜査費の概要

(1) 捜査費の性格

捜査費は、経費の性質上、特に緊急を要し、正規の支出手続を経ては事務に支障を来し、又は秘密を要するため、通常の出支手続を経ることができない場合に使用できる経費で、現金経理が認められている。

(2) 捜査費の具体的用途

ア 犯罪捜査に従事する職員の活動のための経費

(ア) 聞き込み、張込み、追尾等に際し必要となる交通費、飲食費、物品費等の諸経

費

- (イ) 拠点等のための施設の借上げ等に要する経費
- (ウ) 早朝、深夜等における捜査員の交通費等

イ 捜査等に関する情報提供者等に対する経費

- (ア) 情報提供者等に対する謝礼
- (イ) 情報提供者等との接触に要する経費等

(3) 捜査費の執行の流れ

取扱者（本部においては担当課長等、警察署においては警察署長）は、捜査費の執行の必要が生じたときは、捜査員に捜査費を交付し、捜査員は債主（情報提供者、飲食店等）に対して所要の支払をした後、取扱者に支払精算書、領収書を提出して精算を行う。

なお、捜査諸雑費（日常の捜査活動において使用する少額多頻度にわたる軽微な経費をいう。以下同じ。）は、取扱者から中間交付者（本部においては担当課長補佐等、警察署においては捜査部門の課長）を経て捜査員に交付され、支払後の精算も、中間交付者を経て行う。

(4) 国費捜査費と県費捜査費

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条は、都道府県警察に要する経費のうち国庫が支弁すべきものを規定しており、同条各号に該当する捜査等については国費捜査費、その他のものについては県費捜査費が執行される。

3 本件行政文書に記録されている情報が条例第7条第3号又は第5号に該当すると判断した理由

- (1) 現に捜査等が継続中である事件（関連事件の捜査、公判等が継続中のものも含む。以下「捜査中の事件」という。）に係る個別執行情報について

捜査費の個別執行情報は、捜査活動を費用面から表しているものであり、一つの執行に関する情報それ自体が捜査に関する情報であるばかりでなく、これを事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況といった一連の各種捜査情報を反映する情報と捉えることができる。

このことにかんがみると、本件行政文書には、本件処分の時点で、現に捜査等が継

続中の事件に係る個別執行情報を記録したものが含まれていることから、これらの情報を公にすれば、当該事件捜査に係る様々な情報が明らかになり、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅、更なる犯罪等を図るおそれがあるといわざるを得ず、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、公共安全等情報に該当するものである。

(2) 捜査中の事件以外の事件に係る個別執行情報について

捜査中の事件以外の事件に係る個別執行情報については、当該事件の捜査が終了していることから、情報を公にしても、直ちに被疑者等の事件関係者が逃走等を図るおそれは認められない。

しかし、前記(1)のとおり、個別執行情報は、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況といった一連の各種捜査情報を反映する情報であることから、個別執行情報を収集することにより、事件が発生した場合の警察の捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の分析が可能となる。

個別執行情報に基づく捜査情報の分析が、どの程度可能であるかはケースバイケースと预料するものの、個別執行情報のほか、当該事件について新聞、雑誌等のマスメディアで公表されている情報や事件関係者等から得られる各種情報等も含めて照合・分析することにより、かなりの精度で把握できる可能性も否定できない。

このことにかんがみると、捜査中の事件以外の事件に係る個別執行情報についても、これらを公にすることにより、警察の捜査体制や捜査手法等の分析が可能になり、ひいては、将来においてこれらの捜査手法等に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置が講じられる等、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、公共安全等情報に該当すると判断するものである。

(3) 情報提供者等に係る情報について

本件行政文書に記録された情報提供者等の情報に係るものについては、捜査協力者個人の氏名、住所、印影等及び警察官の氏名、印影が記録されており、これら情報は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第3号に規定する個人情報に該当（ただし、条例第7条第3号ただし書イについて、「慣行として公にされている情報」として、青森県警察本部では人事異動の公表を行っている「警部（警部相当職）以上の警察職員の氏名、印影」は除かれる。）することはもちろん、前記(1)、(2)で述べた部分にも該当する。

加えて、情報提供者等が特定又は推測され、これらの者が被疑者等の事件関係者から報復を受けるおそれがあること、更には、当該事由から以後の協力を得ることがで

きなくなるおそれがあることから、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることは明白であり、公共安全等情報にも該当するものである。

(4) 本件行政文書の部分開示等について

本件行政文書に記載されている一つの執行に係る情報について、そのすべてを不開示とするのではなく、例えば、所属名や決裁欄の印影に係る情報だけでも公開できるのではないかという考え方も生ずるところである。

条例第8条（部分開示）は、1件の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、不開示情報に該当する情報があるときは、当該情報とそれ以外の情報とを容易に区分でき、かつ、当該情報を容易に除くことができる場合に部分開示すべきと規定しているにすぎないものと解され、独立した一体の情報を細分化して部分開示の対象とすべきというようなことまで規定しているとは解されない。

この点については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法律」という。）第6条第1項に定める不開示情報に該当する文書の部分開示の要否について、平成16年2月24日の仙台地検の調査活動費の支払明細書等の不開示処分に係る仙台地裁判決（平成13年（行ウ）第6号文書不開示処分取消請求事件）において、「その文理に照らすと、1個の行政文書に複数の情報が記載されている場合において、それらの情報のうちに不開示情報に該当するものがあるときは、当該部分を除いたその余の部分についてのみ、これを開示することを行政機関の長に義務付けているものと解され、同項が、不開示情報に該当する独立した一体的な情報を更に細分化して、その一部を不開示とし、その余の部分にはもはや不開示事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを開示することまでも行政機関の長に義務付けているものと解することはできない。」旨、判示している（同旨、平成13年3月27日、最高裁第三小法廷判決（平成8年（行ツ）210号・211号、行政処分取消請求事件））ことから、条例第8条も法律第6条と同様に解すべきである。

本件行政文書は、一つの執行ごとに独立した一体の情報が記録されている文書であり、仮に情報を細分化した上で、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分の内容は、開示をしても有意の情報が記録されていないと認められる一方で、文書の枚数により捜査費の執行件数が推測されるおそれがある。

捜査費の執行件数は、捜査費交付額や執行額と同様に、その多寡が捜査活動の活発さを示すものであり、捜査の進展状況等一連の各種捜査情報が推認し得る情報である。

したがって、当該行政文書を部分開示することは、前記(2)と同様、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、公共安全等情報に該当するものである。

4 その他

条例は、何人に対しても、開示請求を認めており、これに対して実施機関は、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されることはない。

また、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者が、直接公共安全等情報に関する開示請求を行うことはもちろん、他の開示請求者を介して開示請求を行うことも否定できない。

加えて、一度開示された情報は、不特定多数の目に触れる可能性も否定できず、万一被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者の目に触れることとなれば、上述のとおり、長年の警察活動により培ってきた捜査手法や情報提供者との信頼関係等が、根底から揺らぐ事態を招来し、ひいては県民の生命、身体、財産等の安全に対する脅威をもたらすなど、治安の著しい悪化を招き、県民に対して回復し難い不利益を課すこととなる。

これらのことを踏まえ、情報公開の実施機関としての立場を十分に踏まえつつ、公共の安全と秩序の維持という県下の治安責任を担う青森県警察の立場から、本件処分の判断をしたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 捜査費について

本件開示請求に係る行政文書は、平成13年度及び平成14年度に鱒ヶ沢警察署が支出した捜査費（国費・県費）の支出関係文書であるが、当審査会が実施機関に対し照会し回答を得た内容によれば、捜査費については次のとおりであることが認められる。

(1) 捜査費の性格

捜査費は、経費の性質上、特に緊急を要し、正規の支出手続を経ては事務に支障を来し、又は秘密を要するため、通常の出支手続を経ることができない場合に使用できる経費で、現金経理が認められているものであり、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等（以下「情報提供者等」という。）に対する諸経費で、その具体的な用途は、次のとおりである。

ア 犯罪捜査に従事する職員の活動のための諸経費

(ア) 聞き込み、張込み、追尾等に際し必要とする諸経費

- a 捜査員等の交通費、飲食費
- b 応急的に必要となる消耗品等の簡単な物品費及び公衆電話等の通信費
- c 有料施設への入場料等
- d 家屋、部屋、寝具、什器等の借上げに要する経費
- e 車両等の借上費

(イ) 早朝、深夜等における捜査員の交通費、食糧費

(ウ) 捜査関係事項照会に伴う回答に要する経費

(I) 拠点等のための施設の借上げ等に要する経費

(オ) 緊急に捜索等を行う場合の重機等の借上げ又は委託費

(カ) 犯罪の被害者又は第三者が所有する物件を捜査の過程で損壊等した場合の協力謝金、物品費

(キ) 被害者等の対策に要する経費

- a 捜査の過程で被害者等の居宅の使用を禁止した場合の協力に要する経費
- b 捜査上必要となる書類に要する経費

イ 捜査等に関する情報提供者等に対する諸経費

(ア) 情報提供者等に対する謝礼

(イ) 情報提供者等との接触に要する経費

(ウ) 情報提供者等の保護に要する経費

(2) 捜査費の区分

都道府県警察に要する経費については、警察法（昭和29年法律第162号）第37条第1項及び第2項の定めるところにより国庫と都道府県が支弁するものとされ、警察法施行令第2条各号に掲げる捜査等に要する経費については国庫が支弁する経費として国費捜査費が、その他の経費で国庫が支弁するもの以外の経費については県費捜査費が執行されるものである。

また、捜査費は用途や金額によっても区分されており、捜査員が日常の捜査活動に

において使用する少額多頻度にわたる軽微な経費（1件の執行額が概ね3,000円程度以内であるもの）は捜査諸雑費で、それ以外の経費は一般捜査費により執行しており、それぞれ執行の流れが異なっているものである。

なお、捜査諸雑費制度は、柔軟かつ機動的な捜査活動に資することを目的に平成13年度から導入されたものであり、あらかじめ月初めに当該月において必要と認められる額の捜査諸雑費を捜査員に交付し、交付を受けた捜査諸雑費については、捜査員の判断で執行できるものである。

(3) 捜査費執行の流れ

ア 一般捜査費

一般捜査費は、一般捜査費を執行する必要が生じた時点で、捜査員が取扱補助者（警察署の副署長又は次長）に対して一般捜査費の交付申請を行い、取扱補助者は、「捜査費支出伺」を作成して取扱者（警察署の署長）の決裁を受け、捜査員に概算金額で一般捜査費を交付する。

一般捜査費の交付を受けた捜査員は、一般捜査費を執行した後、速やかに、支払精算書（立替払を行った場合には、立替払報告書）を作成し、領収書等を添付して取扱補助者に提出し、取扱者の決裁を受けることによって、概算金額で受領した一般捜査費の精算を行うこととされている。

イ 捜査諸雑費

捜査諸雑費は、月初め又は月末に、中間交付者（警察署の課長）が取扱補助者に対し、当該中間交付者が属する課の捜査員が必要とする1か月分の捜査諸雑費を取りまとめ、自らの分も含めて交付申請を行い、取扱補助者は、「捜査費支出伺」を作成して取扱者の決裁を受け、中間交付者に概算金額で捜査諸雑費を交付し、捜査諸雑費の交付を受けた中間交付者は、各捜査員に対し、各捜査員が必要とする1か月分の捜査諸雑費を交付する。

中間交付者から捜査諸雑費の交付を受けた捜査員は、捜査諸雑費を執行した場合は、その都度、支払伝票を作成し、領収書等を添付して中間交付者に提出するとともに、月末には交付を受けた捜査諸雑費の残額を中間交付者に返納することとされている。

中間交付者は、月末に自らの分を含め各捜査員の1か月分の捜査諸雑費の執行結果を取りまとめ、捜査費交付書兼支払精算書を作成し、各捜査員が作成した支払伝票を添付して取扱補助者に提出し、取扱者の決裁を受けることによって、概算金額

で受領した捜査諸雑費の精算を行うこととされている。

3 本件行政文書について

実施機関は、本件開示請求に対し、第4の1の(1)に掲げる文書が国費、県費別に、それぞれ月ごとに編綴された、鯉ヶ沢警察署の平成13年度及び平成14年度の国費及び県費の捜査費証拠書のうち、表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書を除く文書を本件行政文書として特定したものであることが認められ、本審査会では、インカメラ審査を行うため、実施機関に対象行政文書の提出を求め、実際に見分した結果、次のとおりその内容を確認した。

(1) 捜査費支出伺

取扱補助者が、捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）からの捜査費の交付申請に基づき作成する文書であり、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、支出伺の年月日、支出伺に係る金額、捜査費を交付する捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の所属・官職・氏名及び支出伺内訳（捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の「官職」・「氏名」、「金額」、「支出事由」、「交付年月日」）が記録されている。

(2) 支払精算書

一般捜査費を概算金額で受領した捜査員が、その執行した一般捜査費について精算を行うために自ら作成する文書であり、作成年月日、取扱者の官職・氏名、捜査員の所属・官職・氏名・印影、一般捜査費の受領年月日、「既受領額」、「支払額」、「差引過不足（ ）額」、支払額内訳（支払年月日、支払事由、金額）、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、「返納 不足」の別とこれに対応する「返納 支出」の別、精算の結果に伴う返納額の返納年月日又は不足額の領収年月日、「領収印」欄の印影及び領収書を徴することができなかつた場合にその理由を確認した取扱者の所属・官職・氏名・印影が記録されている。

(3) 捜査費交付書兼支払精算書

捜査諸雑費を概算金額で受領した中間交付者が、当該中間交付者が属する課の各捜査員に捜査諸雑費を交付する際に、また、月末に各捜査員の1か月分の捜査諸雑費の執行結果を取りまとめ、精算する際に作成する文書であり、「取扱者」欄・「補助

者」欄・「出納簿登記」欄の印影、作成年月日、取扱者名、中間交付者の所属・官職・氏名・印影、捜査諸雑費の受領年月日、「既受領額」、「交付額」、「支払額」、「返納額」及び内訳（各捜査員への「交付年月日」、各捜査員の「官職」・「交付者名」、各捜査員ごとの「交付額」・「支払額」・「返納額」・「確認印」欄の印影）が記録されている。

(4) 支払伝票

中間交付者から捜査諸雑費の交付を受けた各捜査員が、捜査諸雑費を執行した都度、当該執行日を単位に作成する文書で、捜査費交付書兼支払精算書に添付されるものであり、作成年月日、捜査員の所属・官職・氏名・印影及び執行内訳（「支払年月日」、「金額」、「支払先」、「支払事由」）が記録されている。

(5) 立替払報告書

立替払報告書は一般捜査費の支出関係文書であり、現場での捜査の状況等により、あらかじめ交付された一般捜査費を超えて一般捜査費を執行する必要が生じた場合で、捜査員が当該一般捜査費を一時的に立て替えたときに、その旨を取扱者に報告するため作成するものであり、作成年月日、取扱者の官職・氏名、捜査員の所属・官職・氏名・印影、立替金額、立替払の内訳（「支払年月日」、「金額」、「債主名」、「支払事由」、「備考」）、取扱者の確認年月日及び「取扱者確認印」欄の印影が記録されている。

(6) 領収書

捜査員が実際に捜査費を支出したことを証明する文書として、支払精算書、支払伝票及び立替払報告書に添付されるものであり、受領年月日、領収書の名宛人たる捜査員の氏名、受領金額、受領名目、受領者の住所・氏名・印影等が記録されている。

(7) 支払報告書

情報提供者等に情報提供謝礼等を支出した場合において、当該情報提供者等が犯罪者等からの逆恨みによる危害をおそれ、領収書の作成を拒否するなどにより領収書を徴取することができなかつたときに、捜査員がその状況を取扱者に報告するために作成するものであり、作成年月日、捜査員の所属・官職・氏名・印影、「支払年月日」、「支払場所」、「支払金額」、「情報提供者等」、「拒否理由」、「領収書貼付欄」

及び「取扱者確認印」欄の印影が記録されている。

なお、当該支払報告書は、平成13年9月30日までの様式であり、平成13年10月1日以降において、捜査費の執行に関し領収書を徴取することができなかったときは、支払精算書の支出事由欄にその理由を記載し、取扱者の確認を受けることとなっている。

4 条例第7条第3号及び第5号への該当性について

実施機関は、本件行政文書には、個別執行情報が記載されており、これを公にすることにより、「犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、警察の捜査を察知した事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るおそれがある」、「情報提供者等が特定され、本人又は家族の生命身体に危害が加えられるおそれがある」、「特定の個人を識別できる情報である個人の氏名及び印影並びに警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印影が記載されている」とし、条例第7条第3号及び第5号に該当するとして本件処分を行っているので、以下、本件行政文書に記録された情報の条例第7条第3号及び第5号への該当性について検討する。

(1) 条例第7条第5号への該当性について

ア 条例第7条第5号の趣旨

条例第7条第5号は、不開示情報として、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。

この規定は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、本号に該当するかどうかについての実施機関の第一的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、すなわち「相当の理由」があるか否かについて審理・判断するのが適当であるという趣旨によるものである。

イ 捜査費支出伺

(ア) 捜査費支出伺に記録されている情報のうち、支出伺の年月日、支出伺に係る金額、捜査費を交付する捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の官職・氏名及び支出伺内訳（捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の「官職」・

「氏名」、「金額」、「支出事由」、「交付年月日」)については、個別の捜査活動に関する情報が含まれるものであり、これらを公にした場合、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者(以下「事件関係者等」という。)が、これらの情報と新聞・雑誌等のマスメディアで公表されている情報や事件関係者等のみが知り得る情報等とを照合・分析することによって、捜査対象事件を特定し、捜査の時期、情報提供者等との接触時期、捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等捜査の動向が推察される可能性がある。そして、これらがいったん推察された場合には、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるものである。また、これらの情報が既に捜査が終了した事件に関する情報であっても、これを公にした場合には、捜査中の事件に係る情報と同様の手法で当該情報を照合・分析することにより、事件が発生した場合における、過去の警察の捜査体制や捜査手法等が推察される可能性があり、犯罪を企図する者等が、これらの捜査手法等に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講ずることが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合には相当の理由があると認められる。

- (イ) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影について、当審査会が実施機関に対し照会し回答を得た内容によれば、各欄に押印する取扱者及び補助者は警部以上の警察職員ではあるが、捜査費を受領して個別の犯罪捜査に携わることがあるものである。しかしながら、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影は、取扱者及び補助者が、会計手続に係る決裁又は確認のための押印に係るものであり、また、当該取扱者及び補助者は、それぞれ、警察署の署長及び副署長又は次長の職にある者を充てるものとされているものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

- (ウ) また、捜査費を交付する捜査員又は中間交付者の所属については、本件開示請求が平成13年度及び平成14年度に鯉ヶ沢警察署が支出した捜査費に関する文書であり、当該所属として記録される情報が鯉ヶ沢警察署であることは明らかであることから、実施機関が当該情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

- (I) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査費を交付する捜査員又は中間交付者の所属を公にすると、捜査費執行何の枚数が明らかとなり、捜査費の執行件数が推測されるおそれがある。しかしながら、捜査費の執行件数

の多寡は、捜査活動の活発さをある程度反映していると考えられるものの、この増減の状況から、直ちに特定の事件の捜査状況が把握されるとまでは言えない。

よって、これらの情報を公にすることによって、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるなどといった、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

- (オ) したがって、捜査費支出伺に記録されている情報のうち、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査費を交付する捜査員又は中間交付者の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

ウ 支払精算書

- (ア) 支払精算書に記録されている情報のうち、作成年月日、捜査員の官職・氏名・印影、一般捜査費の受領年月日、「既受領額」、「支払額」、「差引過不足（ ）額」、支払額内訳（支払年月日、支払事由、金額）、「返納 不足」の別とこれに対応する「返納 支出」の別、精算の結果に伴う返納額の返納年月日又は不足額の領収年月日及び「領収印」欄の印影は、個別の捜査活動に関する情報であり、これらを公にした場合、前記イ(ア)と同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定され、また、これらの情報が既に捜査が終了した事件に関する情報であっても、犯罪を企図する者等が、過去の捜査手法等に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講ずることが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには相当の理由があると認められる。

- (イ) 領収書を徴することができなかった場合にその理由を確認した取扱者の所属・官職・氏名・印影については、この領収書を徴することができないという情報自体が情報提供者等の存在を推認させるものであり、これを公にした場合、事件関係者等が当該情報と、新聞・雑誌等のマスメディアで公表されている情報や事件関係者等のみが知り得る情報等とを照合・分析することによって、情報提供者等が特定又は推測され、当該情報提供者等が事件関係者等から報復を受ける可能性は否定できないものである。また、情報提供者等の特定等に至らない場合でも、情報提供者等が当該理由から以後の協力を拒否することが想定される。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには相当の理由があると認められる。

- (ウ) 取扱者の官職・氏名については、取扱者は、署長の職にある者をもって充てる

ものとされているとともに、署長の氏名についても、青森県警察本部が人事異動の際に報道機関等を通じて公にしているほか、一般に販売されている職員録にも掲載されているなど慣行として公にされている情報であることから、実施機関が当該情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

- (I) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査員の所属については、それぞれ前記イ(イ)及び(ウ)と同様に、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。
- (オ) 取扱者の官職・氏名、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査員の所属を公にすると、支払精算書の枚数が明らかとなり、一般捜査費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記イ(I)と同様に、これらの情報を公にすることによって、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるなどといった、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。
- (カ) したがって、支払精算書に記録されている情報のうち、取扱者の官職・氏名、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査員の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

エ 捜査費交付書兼支払精算書

- (ア) 捜査費交付書兼支払精算書は、捜査諸雑費の支出に係る文書であり、中間交付者が月末又は月初めに当該中間交付者の属する課の各捜査員に交付した捜査諸雑費の額や各捜査員の1か月分の捜査諸雑費の執行額等が記録されており、当該情報は、各捜査員の捜査諸雑費に係る個別の執行内容を明らかにするものではない。
- (イ) しかし、捜査費交付書兼支払精算書に記録されている情報のうち、作成年月日、中間交付者の官職・氏名・印影、捜査諸雑費の受領年月日、「既受領額」、「交付額」、「支払額」、「返納額」及び内訳(各捜査員への「交付年月日」、各捜査員の「官職」・「交付者名」、各捜査員ごとの「交付額」・「支払額」・「返納額」・「確認印」欄の印影)は、これらを公にした場合、中間交付者の属する課が特定され、事件関係者等が、これらの情報と新聞・雑誌等のマスメディアで公表されている情報や事件関係者等のみが知り得る情報等を照合・分析することによって、捜査対象事件を特定し、捜査の時期、情報提供者等との接触時期、捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等捜査の動向が推察される可能性がある。そして、これらがいったん推察された場合には、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるものである。また、これらの情報が既に捜査が終了した事件に関する情報で

あっても、これを公にした場合には、捜査中の事件に係る情報と同様の手法で当該情報を照合・分析することにより、事件が発生した場合における、過去の警察の捜査体制や捜査手法等が推察される可能性があり、犯罪を企図する者等が、これらの捜査手法等に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講ずることが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があると認められる。

- (ウ) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び中間交付者の所属並びに取扱者の官職・氏名については、それぞれ前記イ(イ)及び(ウ)並びにウ(ウ)と同様に、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。
- (イ) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、取扱者の官職・氏名及び中間交付者の所属を公にすると、捜査費交付書兼支払精算書の枚数が明らかとなり、捜査諸雑費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記イ(イ)と同様に、これらの情報を公にすることによって、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるなどといった、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。
- (オ) したがって、捜査費交付書兼支払精算書に記録されている情報のうち、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、取扱者の官職・氏名及び中間交付者の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

オ 支払伝票

- (ア) 支払伝票に記録されている情報のうち、作成年月日、捜査員の官職・氏名・印影及び執行内訳(「支払年月日」、「金額」、「支払先」、「支払事由」)は、個別の捜査活動に関する情報であり、これらを公にした場合、前記イ(ア)と同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定され、また、これらの情報が既に捜査が終了した事件に関する情報であっても、犯罪を企図する者等が、過去の捜査手法等に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講ずることが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があると認められる。

- (イ) 捜査員の所属については、前記イ(ウ)と同様に、実施機関が当該情報を公にす

ると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

- (ウ) 捜査員の所属を公にすると、支払伝票の枚数が明らかとなり、捜査諸雑費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記イ(イ)と同様に、これらの情報を公にすることによって、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるなどといった、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。
- (イ) したがって、支払伝票に記録されている情報のうち、捜査員の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

カ 立替払報告書

- (ア) 立替払報告書に記録されている情報のうち、作成年月日、捜査員の官職・氏名・印影、立替金額、立替払の内訳（「支払年月日」、「金額」、「債主名」、「支払事由」、「備考」）及び取扱者の確認年月日は、個別の捜査活動に関する情報であり、これらを公にした場合、前記イ(ア)と同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定され、また、これらの情報が既に捜査が終了した事件に関する情報であっても、犯罪を企図する者等が、過去の捜査手法等に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講ずることが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があると認められる。

- (イ) 「取扱者確認印」欄の印影及び捜査員の所属並びに取扱者の官職・氏名については、それぞれ前記イ(イ)及び(ウ)並びにウ(ウ)と同様に、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。
- (ウ) 取扱者の官職・氏名、「取扱者確認印」欄の印影及び捜査員の所属を公にすると、立替払報告書の枚数が明らかとなり、一般捜査費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記イ(イ)と同様に、これらの情報を公にすることによって、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるなどといった、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。
- (イ) したがって、立替払報告書に記録されている情報のうち、取扱者の官職・氏名、「取扱者確認印」欄の印影及び捜査員の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

キ 領収書

- (ア) 領収書に記録されている情報は、個別の捜査活動に関する情報であるほか、情報提供者等に関する情報が含まれる場合もある。
- (イ) 個別の捜査活動に関する情報を公にした場合、前記イ(ア)と同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定され、また、これらの情報が既に捜査が終了した事件に関する情報であっても、犯罪を企図する者等が、過去の捜査手法等に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講ずることが想定されるものである。
- (ウ) また、情報提供者等に関する情報は、警察に対する情報提供等の捜査協力が大きな危険を伴うものであることを踏まえれば、捜査協力者等の秘密は最大限に守らなければならないものであり、仮に情報提供者等に関する情報の一部でも公にした場合には、当該情報提供者等が事件関係者等から報復を受ける可能性は否定できないなど、捜査協力者等の保護に欠けるだけでなく、捜査協力者等が以後の協力を拒否することが想定され、犯罪の捜査に多大の影響を及ぼすことは容易に想定できるものである。
- (エ) よって、実施機関が領収書を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときには相当の理由があると認められる。

ク 支払報告書

- (ア) 支払報告書は、情報提供者等から領収書を徴取することができなかつたときに、捜査員がその状況を取扱者に報告するために作成するものであり、個別の捜査活動に関する情報であるほか、この支払報告書自体が情報提供者等の存在を推認させるものである。
- (イ) このため、支払報告書に記録された情報のうち、情報提供者等に関する情報を除いて公にしたとしても、前記ウ(イ)と同様に、情報提供者等が特定又は推測され、当該情報提供者等が事件関係者等から報復を受ける可能性は否定できず、また、情報提供者等の特定等に至らない場合でも、情報提供者等が当該理由から以後の協力を拒否することが想定されるものである。
- (ウ) よって、実施機関が支払報告書を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときには相当の理由があると認められる。

(2) 条例第7条第3号への該当性について

ア 条例第7条第3号の趣旨

- (ア) 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営

む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

(イ) また、条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名(警察職員(警察法(昭和29年法律第162号)第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。)の氏名を除く。)及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると規定している。

(ウ) このうち、条例第7条第3号ただし書ハは、公務員等の職名、氏名及び職務遂行の内容については、国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、警察職員の氏名を除き当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないとしているが、警察職員の氏名を除いたのは、警察職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該警察職員の氏名を公にした場合、職務遂行上大きな支障が生ずるおそれや警察職員個人又は家族に対する嫌がらせ、報復のおそれがあるためであって、当該警察職員の氏名については、個人情報として保護に値すると位置付けた上で、同号ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該警察職員の氏名が、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、ただし書イが適用され、個人情報としては不開示とはならないものである。

イ 情報提供者等個人の氏名及び印影

本件行政文書に記録されている情報提供者等個人の氏名及び印影は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第3号本文に該当し、条例第7条第3号ただし書イ、ロ及びハに該当しないことは明らかである。

ウ 警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印影

(ア) 本件行政文書に記録されている警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印影については、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第3号本文に該当することは明らかである。

(イ) また、警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名は、青森県警察本部が人事異動の際に報道機関等を通じて公にしておらず、一般に販売されている職員録にも掲載されているものでもないことから、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

5 結論

以上のとおり、本件行政文書には、公にすることにより犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、条例第7条第5号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

6 付言

当審査会は、条例第18条第1項の規定により、条例第17条第1項の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議を行うものであり、具体的には実施機関が行った条例第11条第1項又は第2項の開示、不開示の決定が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

本件処分の妥当性に係る当審査会の判断は上述のとおりであるが、本件処分については、その前提となる、実施機関が行った本件行政文書の特定についても争点となっているため、本件行政文書の特定等に係る当審査会の判断について、次のとおり付言する。

(1) 本件行政文書の特定について

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、捜査費関係の行政文書を編綴し

ている簿冊である「捜査費証拠書」を特定した上で、本件開示請求に係る開示請求書の記載が、「捜査費（国費・県費）の支出先、支出金額がわかるもの」となっていたことから、「捜査費証拠書」に編綴されている「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」については、本件開示請求の内容に該当しない行政文書であると判断し、「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」を除く「捜査費証拠書」を本件行政文書として特定したものである。

この「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」については、本件開示請求の内容に該当しない行政文書である」との実施機関の判断根拠に関する当審査会からの照会に対し、諮問実施機関から提出された書面によれば、実施機関は、開示請求書を受理した際に対応した職員が審査請求人に対して開示請求の趣旨等について確認した結果、「捜査費の個別執行内容」について開示を求めたことが明らかになったので、捜査費の個別の執行に係る「支出先」と「支出金額」のいずれかが記載されたものを特定し、「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」については、捜査費の個別の執行内容に係る情報ではないため、開示請求の趣旨に該当しないことから、本件行政文書として特定しなかったとのことである。

一方、審査請求人は、本件行政文書の特定に関し、「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」がどのような理由で除かれたのか不明であり、むしろそれらも含めて開示すべきである」と主張しているところである。

仮に、諮問実施機関が主張するように、審査請求人の本件開示請求の趣旨が「捜査費の個別執行内容」であるとするならば、実施機関は、本件開示請求に係る開示請求書を受付した時点で、審査請求人に対し当該開示請求書にその旨を記載させるべきであり、又は後日においても郵送等の方法により、当該開示請求書を補正させるべきであったものである。

当審査会としては、当該開示請求書に「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」を除く旨の記載がないこと、審査請求人が「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」を含めて開示すべきであるとしていることからすれば、実施機関が、審査請求人の本件開示請求の趣旨は「捜査費の個別執行内容」であると判断し、「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」を除く「捜査費証拠書」を本件行政文書として特定したことは、適当でなかったものといわざるを得ない。

(2) 「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」に対する開示決定について

以上のとおり、「捜査費証拠書」に編綴された「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」については、これらも本件開示請求に係る行政文書として特定すべきであったものと認められることから、本件審査請求の裁決に当たっては、「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」について、当審査会の次の判断を踏まえて、改め

て条例第11条第1項の規定により開示決定を行うべきである。

ア 表紙

- (ア) 表紙は、捜査費の支出関係文書が国費、県費別に、それぞれ月ごとに編綴された「捜査費証拠書」の表紙であり、会計年度、年月分、証拠書の枚数、所属及び取扱者の氏名・印影が記録されている。
- (イ) 表紙に記録された情報のうち、会計年度及び所属については、本件開示請求が平成13年度及び平成14年度に鯉ヶ沢警察署が支出した捜査費に関する文書であることから、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (ウ) 取扱者の氏名・印影については、前記4(1)イ(イ)及びウ(ウ)と同様に、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (エ) 年月分及び証拠書の枚数についても、前記4(1)イ(イ)と同様に、当該情報を公にすることによって、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるなどといった、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (オ) よって、表紙に記録された情報は、条例第7条第5号に該当せず、また、同条各号に規定するその他の不開示情報にも該当しないことから、表紙については、その全部を開示することが妥当である。

イ 捜査費総括表

- (ア) 捜査費総括表は、捜査費の月ごとの経理状況について、国費、県費の別に作成するものであり、月分、取扱者の官職・氏名・印影、前月より繰越額（国費のみ）、本月受入額、本月支払額、残額（県費にあつては、返納額）、前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額（ ）（国費のみ）及び本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額（ ）又は追給額（国費のみ）が記録されている。
- (イ) 取扱者の官職・氏名・印影については、前記4(1)イ(イ)及びウ(ウ)と同様に、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (ウ) 月分、前月より繰越額（国費のみ）、本月受入額、本月支払額、残額（県費にあつては、返納額）、前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額（ ）（国費のみ）及び本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額（ ）又は追給額（国費のみ）については、確かに、これらを公にすることにより、各月における捜査費の支出入額の推移が明らかとなり、捜査活動の活発さがある程度明

らかになると認められる。

しかし、これらの情報は、当月における捜査費の執行に係る合計額に関する情報で、個別の捜査費の執行内容を明らかにするものではなく、この増減の状況から、直ちに特定の事件の捜査状況が把握されるとまでは言えない。実施機関が主張する、これらの情報を公にすることによる「犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」とは、いまだ抽象的なものに止まり、この点に関する諮問実施機関の説明からは、具体的な「おそれ」を認めることはできなかった。

よって、これらの情報を公にすると、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

- (I) したがって、捜査費総括表に記録された情報は、条例第7条第5号に該当せず、また、同条各号に規定するその他の不開示情報にも該当しないことから、捜査費総括表については、その全部を開示することが妥当である。

ウ 返納決議書及び受領書（国費の3月分のみ）

- (ア) 返納決議書及び受領書は、国費の捜査費に係るものである。

国費の捜査費は、当月の執行残額を翌月に繰り越して執行することができるものであり、取扱者は、年度末に、当年度の執行残額に係る捜査費を取扱責任者である青森県警察本部長に現金で返納し、これを受領した青森県警察本部長は取扱者に対し受領書を交付することとされ、返納決議書には、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、作成年月日、返納伺金額、年度捜査費及び返納年月日が、受領書には、受領金額、年度捜査費、取扱者の官職・氏名及び取扱責任者の氏名・印影がそれぞれ記録されている。

- (イ) 返納決議書及び受領書に記録された情報のうち、返納決議書における「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、受領書における取扱者の官職・氏名及び取扱責任者の氏名・印影は、前記4(1)イ(1)及びウ(ウ)と同様に、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (ウ) 返納決議書における作成年月日及び返納年月日については、国費の捜査費の返納が、年度末に、当該年度の執行残額について行われるものであり、作成・返納に係る年月日は特定の期日であることから、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (I) 返納決議書における返納伺金額、受領書における受領金額は、当年度における国費の捜査費の執行残額に係る情報であり、「青森県公安委員会・青森県警察における情報公開条例審査基準」において、所属別捜査費執行額（年別）については開示するものとされていることから、当該情報についても、これを公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある

とは認められない。

- (オ) 返納決議書及び受領書における年度捜査費については、前記ア(イ)と同様に、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (カ) よって、返納決議書及び受領書に記録された情報は、条例第7条第5号に該当せず、また、同条各号に規定するその他の不開示情報にも該当しないことから、返納決議書及び受領書については、その全部を開示することが妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 6 月30日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
平成16年 7 月23日 (第97回審査会)	・ 審査を行った。
平成16年 7 月26日	・ 諮問実施機関からの理由説明書を受理した。
平成16年 8 月16日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
平成16年 8 月24日 (第98回審査会)	・ 審査を行った。
平成16年 9 月16日 (第99回審査会)	・ 審査を行った。
平成16年10月13日 (第100回審査会)	・ 審査を行った。
平成16年11月15日 (第101回審査会)	・ 審査を行った。
平成16年12月20日 (第102回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年 1 月19日 (第103回審査会)	・ 諮問実施機関からの説明聴取を行った。 ・ 審査を行った。
平成17年 2 月21日 (第104回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年 3 月23日 (第105回審査会)	・ 審査を行った。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 4月28日 (第106回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年 5月26日 (第107回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年 6月20日	・ 諮問実施機関に対する照会について、諮問実施機関からの書面を受理した。
平成17年 6月23日 (第108回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年 7月28日 (第109回審査会)	・ 諮問実施機関からの説明聴取を行った。 ・ 審査を行った。
平成17年 8月30日 (第110回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年 9月29日 (第111回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年10月27日 (第112回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年11月24日 (第113回審査会)	・ 諮問実施機関からの説明聴取を行った。 ・ 審査を行った。
平成17年12月22日 (第114回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年 1月26日 (第115回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年 2月23日 (第116回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
栗原由紀子	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
紺屋 博昭	弘前大学人文学部助教授	
平井 卓	青森大学経営学部教授	会長職務代理者
三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長	

(平成18年2月28日現在)